

# 大阪市国民保護計画（変更案）の概要

大阪市では、武力攻撃や大規模テロなどの不測の事態に備えて、「国民保護法」（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律・平成16年法律第112号）に基づき、平成19年2月に「大阪市国民保護計画」を策定しています。この度、国民の保護に関する基本指針や本市組織改正等の変更に伴い、表記の追加及び変更等の必要が生じたため、本計画を一部変更するものです。

## 国民保護計画について

### ■大阪市国民保護計画

市域において武力攻撃事態等が発生した場合、武力攻撃等から市民等の生命・身体及び財産を保護し、市民生活・市民経済に及ぼす影響が最小となるよう、**住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃等による災害への対処措置などの国民保護措置を迅速に実施するために定めた計画**

### ■武力攻撃事態等への本市の対処について

- 武力攻撃事態等の認定前に市災害対策本部又は市危機事態対策本部を設置し、**迅速かつ的確に初動対処を実施**する。
- 国からの通知に基づき市国民保護対策本部を設置し、関係機関と連携を図り、**住民への警報の伝達、避難の指示及び救援等の措置を迅速に実施**する。
- 国から全国瞬時警報システム（Jアラート）、緊急情報ネットワークシステム（エムネット）等により**警報の通知を受けたときは、あらゆる手段を用いて迅速に住民へ伝達**する。
- 避難住民の誘導は、避難実施要領に基づき関係機関の協力を得て行う。
- 避難住民及び武力攻撃事態等により負傷した者等の安否情報の収集を行い府に報告する。また、安否情報の住民からの照会について、個人情報保護に留意しつつ、速やかに回答する。

## これまでの変更の経過

- |       |    |           |        |
|-------|----|-----------|--------|
| 平成19年 | 2月 | 大阪市国民保護計画 | 策定     |
| 平成19年 | 5月 | 同 計 画     | 変更     |
| 平成20年 | 8月 | 同 計 画     | 変更     |
| 平成21年 | 9月 | 同 計 画     | 変更     |
| 平成27年 | 4月 | 同 計 画     | 変更     |
| 令和7年  | 4月 | 同 計 画     | 変更（予定） |

## 今回の変更の概要

### 1. 国民の保護に関する基本指針等の変更に伴う変更

「防災基本計画」の修正、「原子力災害対策指針」の改正等に基づく「国民の保護に関する基本指針」及び「大阪府国民保護計画」の変更に伴う変更

- 核攻撃から避難の際の避難退域時検査及び簡易除染の実施の追加
- 緊急一時避難施設の指定の推進、留意事項について記載を追加
- 国民保護措置に係る訓練の具体的実施方針の追加
- 法令改正に係る変更

### 2. 本市組織改正等に伴う変更

- 市・区対策本部の名称、分掌事務の変更
- 事態認定時の動員種別及び指令の変更
- その他軽微な変更

### 3. 統計数値の修正等

計画内での大阪市概要について、令和2年国勢調査結果、令和5年版大阪市統計書、令和5年消防年報等を踏まえた変更